

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月13日

【四半期会計期間】 第39期第2四半期(自2024年2月1日至2024年4月30日)

【会社名】 株式会社REVOLUTION

【英訳名】 REVOLUTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新藤 弘章

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート12階

【電話番号】 03-6627-3487(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 本部長 津野 浩志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート12階

【電話番号】 03-6627-3487(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 本部長 津野 浩志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第38期 第2四半期 連結累計期間	第39期 第2四半期 連結累計期間	第38期
会計期間		自 2022年11月1日 至 2023年4月30日	自 2023年11月1日 至 2024年4月30日	自 2022年11月1日 至 2023年10月31日
売上高	(千円)	354,098	400,361	2,403,293
経常損失()	(千円)	164,778	193,752	408,869
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失()	(千円)	166,699	196,206	372,673
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	148,516	77,802	388,685
純資産額	(千円)	1,528,589	1,374,074	1,291,716
総資産額	(千円)	2,950,393	2,316,702	1,952,341
1株当たり四半期 (当期)純損失()	(円)	0.42	0.30	0.84
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	51.8	59.3	66.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	78,620	450,870	610,190
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	32,877	169,380	87,070
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	373,000	339,841	1,066,316
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	768,069	537,347	817,757

回次		第38期 第2四半期 連結会計期間	第39期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2023年2月1日 至 2023年4月30日	自 2024年2月1日 至 2024年4月30日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	0.12	0.14

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありませんが、「ファイナンス事業」のセグメント名称を「不動産クレジット事業」に変更しております。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(不動産事業)

第1四半期連結会計期間において、株式会社REVOLUTION REALTYを新たに設立しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、経済活動の水準引き上げが進み緩やかな景気回復基調となりつつあり、日銀がマイナス金利政策解除で17年ぶりの利上げを決定いたしました。一方で、ロシア・ウクライナによる紛争継続等の地政学リスクや為替相場における円安進行等により原材料や光熱費が依然として高止まりしており、国内における経済状況は引き続き不透明な状況が継続しております。

当社グループのセグメントに係る各業界においても、国内景気と同様、先行きは不透明な状況です。

このような状況下、不動産事業においては、前経営陣が進めた絶景ジャパンプロジェクトとして仕入れた物件の売却を進める一方、新体制第1弾事業として販売用不動産の仕入れを完了、続いて渋谷区の開発用地や港区の高級マンションの仕入れを決定いたしました。投資事業においては、既存案件の売却を検討いたしました。不動産クレジット事業においては、新規獲得は無く、既存1案件が進行中です。

なお、新たに“SALT(塩)のひと振り让世界を変える”をスローガンとして掲げ、軸に新たな価値を創出し続けるソルト・グループ株式会社の新株予約権付社債を引き受けました。当社事業とのシナジーのみならず、投資利益を見込める先として判断しております。

その結果、当第2四半期連結累計期間におきましては、売上高は400百万円(前年同四半期比13.1%増)、営業損失は189百万円(前年同四半期は営業損失167百万円)、経常損失は193百万円(前年同四半期は経常損失164百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は196百万円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失166百万円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

不動産事業

絶景JAPANプロジェクトについては、13件中8件を契約し、8件を引き渡し売上計上いたしました。また、東京都内で案件仕入れを検討する中、渋谷区の開発用地や港区の高級マンションの仕入れを決定しました。引き続き、将来業績寄与が見込める案件について東京都内を中心に仕入れ活動を継続してまいります。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高394百万円(前年同四半期比74.0%増)、営業損失12百万円(前年同四半期は営業損失14百万円)となりました。

投資事業

既存の投資先は、引き続き資金化を進めてまいりました。また、当該セグメントとしては、連結子会社「Japan Allocation Fund SPC」にて株式保有をしており、今後も投資先の発展に寄与できるよう注視してまいります。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は無く(前年同四半期は売上高127百万円)、営業損失3百万円(前年同四半期は営業利益56百万円)となりました。

不動産クレジット事業

不動産担保融資1件、融資残高100百万円という状況です。現状は体制の見直しを図っており、グループ事業とのシナジーを維持・発展できるよう整備してまいります。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高5百万円(前年同四半期は売上計上無し)、営業利益3百万円(前年同四半期は営業損失2百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は1,536百万円となり、前連結会計年度末に比べて356百万円減少しました。現金及び預金の減少261百万円、営業投資有価証券の減少233百万円が主な要因であります。

固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は779百万円となり、前連結会計年度末に比べて725百万円増加しました。投資有価証券の増加709百万円が主な要因であります。

流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は721百万円となり、前連結会計年度末に比べて147百万円増加しました。短期借入金の増加336百万円が主な要因であります。

固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は220百万円となり、前連結会計年度末に比べて134百万円増加しました。その他の増加133百万円が主な要因であります。

純資産

当第2四半期連結会計期間末における純資産は1,374百万円となり、前連結会計年度末に比べて82百万円増加しました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の総資産は2,316百万円となり、前連結会計年度末に比べて364百万円増加しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、537百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローは450百万円の支出となりました。これは、主として棚卸資産の増加による支出132百万円、営業貸付金の増加による支出72百万円などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動によるキャッシュ・フローは169百万円の支出となりました。これは、主として投資有価証券の取得による支出207百万円などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローは339百万円の収入となりました。これは、主として短期借入金の純増加額336百万円などによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,618,567,524
A種種類株式	4,650,000
第1回B種種類株式	2,500
第2回B種種類株式	2,500
第3回B種種類株式	2,500
計	1,618,567,524

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式1,618,567,524株、A種種類株式4,650,000株、第1回B種種類株式2,500株、第2回B種種類株式2,500株、第3回B種種類株式2,500株となっております。なお、合計では1,623,225,024株となりますが、発行可能株式総数は1,618,567,524株、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2024年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	664,332,877	664,332,877	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株で あります。
A種種類株式	4,640,771	4,640,771		(注1)
第1回 B種種類株式	600	600		(注2)
計	668,974,248	668,974,248		

(注1) A種種類株式の内容は次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数は1株であります。

2. 配当金

配当は行いません。

3. 議決権

株主総会において議決権は有しておりません。

4. 株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利

発行会社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

発行会社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

発行会社は、発行会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。

発行会社は、発行会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同

一の割合で行う。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得時期

A種種類株主は、A種種類株式発行後、2019年7月3日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降はいつでも発行会社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の発行会社の普通株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。

(2) 取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種種類株式の数に本項第(3)号に定める取得比率（但し、本項第(4)号の規定により調整される。）を乗じて得られる数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(3) 当初取得比率

取得比率は、当初、100とする。但し、取得比率は、本項第(4)号の規定により調整されることがある。

(4) 取得比率の調整

(a) 発行会社は、A種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により発行会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本号(c) に定める時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、発行会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得比率は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

株式分割により発行会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号(c) に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本号(c) に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて発行会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

発行会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号(c) に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(b) 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b) 乃至 の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。

円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本号(b) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用

する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式で使用する発行会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の1ヵ月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b) の場合には、取得比率調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における発行会社の有する発行会社普通株式に割当てられる発行会社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本号(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、発行会社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割、発行会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。

その他発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(e) 本号に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、発行会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本号(b) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注2) 第1回B種種類株式の内容は次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数は1株であります。

2. 配当金

配当は行いません。

3. 議決権

株主総会において議決権は有しておりません。

4. 株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利

発行会社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1回B種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

発行会社は、株式の分割をするときは、普通株式及び第1回B種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

発行会社は、発行会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)には普通株式を、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。

発行会社は、発行会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得時期

第1回B種種類株主は、第1回B種種類株式発行後いつでも、発行会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の発行会社の普通株式(以下「対価普通株式」という。)の交付と引き換えに、その有する第1回B種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。)、発行会社は、当該普通株式対価取得請求に係る第1回B種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該第1回B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 取得と引換えに交付する普通株式の数

対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る第1回B種種類株式の数に、1,000,000円を乗じて得られる額を、本項第(3)号乃至第(5)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1回B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、払込期日の直前取引日の東京証券取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）とする。但し、取得価額は、本項第(4)号及び第(5)号の規定により修正及び調整されることがある。

(4) 当初取得価額の修正

取得価額は、第1回B種種類株式の発行日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における発行会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切上げる。また、本項第(5)号の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

- (a) 発行会社は、第1回B種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により発行会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{増加普通株式数}}$$

- (b) 取得価額調整式により取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

発行会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、発行会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

株式分割により発行会社普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに発行会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得価額によって請求又は行使されて発行会社普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

発行会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに発行会社普通株式を交付する場合、調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(b)乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b)乃至の定めに関わらず、調整後取得価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

取得価額調整式で使用する発行会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b) の場合には、取得価額調整式で使用する増加普通株式数は、基準日における発行会社の有する発行会社普通株式に割当てられる発行会社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本号(b)の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、発行会社は、必要な取得価額の調整を行う。

株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割、発行会社を完全親会社とする株式交換のために取得価額の調整を必要とするとき。

その他発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき既発行普通株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (e) 本号に定めるところにより取得価額の調整を行うときは、発行会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得価額、調整後取得価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第1回B種種類株主に通知する。但し、本号(b) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式発行後、本項第(2)号に定める条件が成就した場合には、当該条件が成就した日以後いつでも、発行会社に対して、本項第(3)号に定める金銭（以下「対価金銭」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下この請求を「金銭対価取得請求」という。）、発行会社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、対価金銭を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。但し、分配可能額を超えてB種種類株主から取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 金銭対価取得請求権の行使の条件

東京証券取引所における発行会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限取得価額を下回ること。

(3) B種種類株式を取得すると引換えに交付する金銭の額

対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の数に、1,000,000円を乗じて得られた額とする。

(注3) 第1回B種種類株式は、現物出資（借入金等の株式化600,000千円）によって発行されたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年2月1日～ 2024年4月30日(注)	17,647,058	668,974,248	-	103,542	-	3,542

(注) 第1回B種種類株式の取得請求権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2024年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
合同会社F O 1	大阪府大阪市西区九条1丁目27-6	420,000,000	63.11
EVOLUTION CAPITAL INVESTMENTS LLC (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	703 CHAMPAGNE RD. , INCLINE VILLAGE , NV 89451 , USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	20,505,273	3.08
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京 支店カスタディ業務部)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	19,824,600	2.98
BNYM SA / NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UF J銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	19,345,132	2.91
EVO FUND	C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN)LIMITED, ONE NEXUS WAY, CAMANA BAY GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS	18,810,661	2.83
合同会社マラガ	兵庫県神戸市灘区日尾町2丁目2-7	13,333,334	2.00
株式会社DSG1	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目38-5 名駅D-1ビル8F	8,001,366	1.20
高田和豊	兵庫県芦屋市	6,360,000	0.96
山田祥美	東京都中野区	4,179,200	0.63
柴田達宏	福井県福井市	4,000,000	0.60
計		534,359,566	80.30

所有議決権数別

2024年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
合同会社F O 1	大阪府大阪市西区九条1丁目27-6	4,200,000	63.22
EVOLUTION CAPITAL INVESTMENTS LLC (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	703 CHAMPAGNE RD. , INCLINE VILLAGE , NV 89451 , USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	205,052	3.09
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	198,246	2.98
BNYM SA / NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	193,451	2.91
EVO FUND	C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN)LIMITED, ONE NEXUS WAY, CAMANA BAY GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS	176,471	2.66
合同会社マラガ	兵庫県神戸市灘区日尾町2丁目2-7	133,333	2.01
株式会社D S G 1	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目38-5 名駅D-1ビル8F	80,013	1.20
高田和豊	兵庫県芦屋市	63,600	0.96
山田祥美	東京都中野区	41,792	0.63
柴田達宏	福井県福井市	40,000	0.60
計		5,331,958	80.26

(注) 1. 2024年5月10日付で関東財務局長に提出された変更報告書によりますと、EVO FUND及びその共同保有者1社が、報告義務発生日2024年5月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2024年4月30日現在の株主名簿上確認することができませんので、上記大株主の状況には株主名簿に記載された株式数に基づく記載をしております。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(株)	株券等保有 割合(%)
エボ ファンド (Evo Fund)	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、カマナ・ベイ、ワン・ネク サス・ウェイ、インタートラスト・ コーポレート・サービシズ(ケイマ ン)リミテッド方	40,812,703	6.10
エボリユーション・キャピ タル・インベストメンツL LC (Evolution Capital Investments LLC)	米国、89451ネバダ州、インクラ イン・ビレッジ、シャンパン・ロード 703	20,505,273	3.07
合計		61,317,976	9.17

2. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年4月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 4,640,771 第1回B種種類株式 600	-	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,300	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 664,311,800	6,643,118	
単元未満株式	普通株式 16,777	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	668,974,248	-	
総株主の議決権	-	6,643,118	

(注) 1 A種種類株式、第1回B種種類株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の注記に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,500株(議決権25個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式41株が含まれております。

【自己株式等】

2024年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社REVOLUTION	東京都千代田区紀尾井町 4番1号 ニューオータニ ガーデンコート12階	4,300	-	4,300	0.00
計		4,300	-	4,300	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2024年2月1日から2024年4月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2023年11月1日から2024年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2024年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	798,247	536,628
営業未収入金	1,642	1,049
営業投資有価証券	295,882	62,289
販売用不動産	658,642	790,947
未収還付法人税等	244	-
営業貸付金	27,200	100,000
その他	114,499	47,415
貸倒引当金	2,643	1,612
流動資産合計	1,893,715	1,536,718
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	-	10,261
工具、器具及び備品(純額)	-	6,958
有形固定資産合計	-	17,219
無形固定資産		
ソフトウェア	-	290
無形固定資産合計	-	290
投資その他の資産		
投資有価証券	7,560	717,028
出資金	980	6,980
破産更生債権等	999	819
敷金及び保証金	45,006	37,966
その他	1,340	500
貸倒引当金	999	819
投資その他の資産合計	54,886	762,474
固定資産合計	54,886	779,984
繰延資産	3,739	-
資産合計	1,952,341	2,316,702

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2024年4月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	5,608	375
短期借入金	334,860	670,860
未払法人税等	773	569
借入有価証券	128,299	-
預り金	58,878	13,233
その他	45,758	36,817
流動負債合計	574,177	721,856
固定負債		
ノンリコース長期借入金	62,289	62,289
退職給付に係る負債	11,769	2,741
長期預り敷金保証金	668	10,081
その他	11,719	145,658
固定負債合計	86,446	220,771
負債合計	660,624	942,628
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	103,542
資本剰余金	1,511,355	1,514,897
利益剰余金	325,057	520,497
自己株式	1,972	1,972
株主資本合計	1,284,325	1,095,970
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,094	278,104
その他の包括利益累計額合計	4,094	278,104
新株予約権	3,296	-
純資産合計	1,291,716	1,374,074
負債純資産合計	1,952,341	2,316,702

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2023年11月1日 至2024年4月30日)
売上高	354,098	400,361
売上原価	174,346	376,003
売上総利益	179,751	24,358
販売費及び一般管理費	¹ 346,753	¹ 214,121
営業損失()	167,001	189,763
営業外収益		
受取利息	87	384
貸倒引当金戻入額	132	1,211
業務受託収入	28,666	16,000
有価証券運用益	-	573
その他	4,166	9,850
営業外収益合計	33,053	28,019
営業外費用		
支払利息	8,903	7,260
業務受託費用	21,562	10,976
新株予約権発行費償却	-	3,739
支払手数料	-	5,100
その他	364	4,931
営業外費用合計	30,830	32,007
経常損失()	164,778	193,752
特別利益		
固定資産売却益	10	1,727
その他	-	52
特別利益合計	10	1,779
特別損失		
固定資産除却損	147	-
店舗閉鎖損失	879	-
解約違約金等	-	3,896
特別損失合計	1,027	3,896
税金等調整前四半期純損失()	165,795	195,868
法人税、住民税及び事業税	246	338
法人税等調整額	658	-
法人税等合計	904	338
四半期純損失()	166,699	196,206
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純損失()	166,699	196,206

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2023年11月1日 至2024年4月30日)
四半期純損失()	166,699	196,206
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18,183	274,009
その他の包括利益合計	18,183	274,009
四半期包括利益	148,516	77,802
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	148,516	77,802
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	165,795	195,868
減価償却費	3,251	3,902
新株予約権発行費償却	-	3,739
貸倒引当金の増減額(は減少)	439	1,211
賞与引当金の増減額(は減少)	300	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3,903	9,027
受取利息及び受取配当金	87	3,929
支払利息	8,903	7,260
固定資産売却損益(は益)	-	1,727
有価証券運用損益(は益)	-	573
営業投資有価証券の増減額(は増加)	273,857	-
借入有価証券の増減額(は減少)	49,808	1,640
売上債権の増減額(は増加)	3,864	592
棚卸資産の増減額(は増加)	69,898	132,304
営業貸付金の増減額(は増加)	-	72,800
仕入債務の増減額(は減少)	14,180	5,232
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	2,598	9,413
預り金の増減額(は減少)	19,311	45,644
破産更生債権等の増減額(は増加)	-	180
その他	34,402	6,080
小計	64,172	447,670
利息及び配当金の受取額	87	3,929
利息の支払額	13,910	6,587
法人税等の支払額	625	541
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,620	450,870
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	11,861	17,381
有形固定資産の売却による収入	-	1,727
無形固定資産の取得による支出	-	300
投資有価証券の取得による支出	-	207,281
投資有価証券の売却による収入	-	18,614
貸付金の回収による収入	2,670	-
出資金の払込による支出	-	6,000
敷金及び保証金の差入による支出	3,095	1,169
敷金及び保証金の回収による収入	26,320	43,209
その他	18,844	800
投資活動によるキャッシュ・フロー	32,877	169,380
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	27,000	336,000
長期借入金の返済による支出	400,000	-
自己株式の取得による支出	-	0
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	7,000
新株予約権の買取による支出	-	3,158
財務活動によるキャッシュ・フロー	373,000	339,841
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	418,743	280,410
現金及び現金同等物の期首残高	1,186,812	817,757
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 768,069	1 537,347

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社REVOLUTION REALTYを連結の範囲に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)
支払手数料	81,453千円	58,130千円
役員報酬	41,250千円	18,950千円
給与手当	96,083千円	49,417千円
賞与引当金繰入額	7,470千円	-千円
退職給付費用	2,360千円	9,523千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)
現金及び預金	755,218千円	536,628千円
預入期間が3か月超の定期預金及び定期積金	-千円	-千円
預け金(流動資産その他)	12,850千円	718千円
現金及び現金同等物	768,069千円	537,347千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	四半期 連結損益計算 書 計上額 (注) 2
	不動産事業	投資事業	不動産クレ ジット事業			
売上高						
顧客との契約から生じる収益	148,567	-	-	148,567	-	148,567
その他の収益(注) 3	78,355	127,175	-	205,530	-	205,530
外部顧客への売上高	226,923	127,175	-	354,098	-	354,098
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	226,923	127,175	-	354,098	-	354,098
セグメント利益又は損失 ()	14,412	56,959	2,913	39,633	206,634	167,001

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額 206,634千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく不動産賃貸収入、及び、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)に基づく金融商品に係る取引であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益計算 書 計上額 (注)2
	不動産事業	投資事業	不動産クレ ジット事業			
売上高						
顧客との契約から生じる収益	386,861	-	5,545	392,406	-	392,406
その他の収益(注)3	7,955	-	-	7,955	-	7,955
外部顧客への売上高	394,816	-	5,545	400,361	-	400,361
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	394,816	-	5,545	400,361	-	400,361
セグメント利益又は損失 ()	12,875	3,511	3,421	12,964	176,798	189,763

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額 176,798千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく不動産賃貸収入であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、「ファイナンス事業」のセグメント名称を「不動産クレジット事業」に変更しております。

また、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報についても変更後の名称で記載しております。

(有価証券関係)

保有目的の変更

前連結会計年度末(2023年10月31日)に売買目的有価証券として当社が保有していた139,273千円は、当社の資金運用方針の変更に伴い、2023年11月1日付でその他有価証券に保有目的を変更しております。当該保有目的の変更を含む当社保有の営業投資有価証券233,593千円は、組織変更により営業目的での保有ではなくなったため、「投資有価証券」(固定資産)に振り替えております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失()	0円42銭	0円30銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	166,699	196,206
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-

普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失() (千円)	166,699	196,206
普通株式の期中平均株式数(株)	399,996,208	646,544,117
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

2024年5月30日開催の取締役会において、以下のとおり、リパーク株式会社及び株式会社REGALEの株式を取得し、完全子会社化することを目的として、基本合意書を締結することを決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

- | | |
|----------|------------|
| 被取得企業の名称 | リパーク株式会社 |
| 事業の内容 | 不動産事業 |
| 被取得企業の名称 | 株式会社REGALE |
| 事業の内容 | 不動産事業 |

企業結合を行う主な理由

リパーク株式会社は、主に投資用ワンルームマンションの買取再販事業を行っており、株式会社REGALEは、主に投資用ワンルームマンションの売買仲介を行っている会社です。当社とは異なる仕入れ先や顧客ターゲットを有する両社を傘下に迎えることにより、同じ不動産事業領域の中でも、当社の不動産事業の更なる拡大発展が見込めると判断したものです。

企業結合日

現時点では確定しておりません。

企業結合の法的形式

現時点では確定しておりません。

結合後企業の名称

現時点では確定しておりません。

取得する議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が対価を払い株式を取得する予定です。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現時点では確定しておりません。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年6月13日

株式会社REVOLUTION
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 恵一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社REVOLUTIONの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2024年2月1日から2024年4月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年11月1日から2024年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社REVOLUTION及び連結子会社の2024年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。